

四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例

四街道市こどもルーム条例（平成17年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「設置」の次に「し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業として運営」を加え、同条第2項の表中「

四街道小そらこどもルーム	四街道市四街道1557番地
四街道小うみこどもルーム	

」を「

四街道小そらこどもルーム	四街道市四街道1557番地
四街道小うみこどもルーム	
四街道小やまこどもルーム	
四街道小もりこどもルーム	

」に、「

四和小ひかりこどもルーム	四街道市和良比228番地
四和小のぞみこどもルーム	

」を「

四和小ひかりこどもルーム	四街道市和良比228番地
四和小のぞみこどもルーム	
四和小つばさこどもルーム	

」に改め、同条に次の1項を加える。

5 市長は、こどもルームの運営を市長が適当と認める者に委託することができる。

第7条を次のように改める。

（入所の許可の審査）

第7条 市長は、こどもルームへの入所の可否を決定するときは、市長が別に定める基準に従い審査するものとする。

第8条第2号中「前条に規定する」を「児童の疾病その他の理由により」に改め、同条第3号中「保育に係る利用料金（以下「保育料」という。）」を「次条第1項に定める保育料」に改める。

第9条中「保護者は、」の次に「保育の提供に係る料金（以下「保育料」という。）として、」を加え、「保育料」を「金額」に改め、同条に次の1項を加える。

2 こどもルームを運営する者は、保育料を除くほか、食事の提供その他こどもルームにおいて提供される便宜に要する費用の額（前項に規定する保育料を除く。）の支払をこどもルームに入所した児童の保護者から受けることができる。

別表備考2中「保育」の次に「（第4条第1項第1号に規定する規則で定めるこどもルームで土曜日に行われる保育（以下「土曜日保育」という。）を除く。）」を加え、同表備考3中「第4条第1項第1号に規定する規則で定めるこどもルームで土曜日に行われる保育」を「土曜日保育」に改め、同表備考4中「場合」の次に「（同項の規定により特に開所する日が土曜日であって、かつ当該土曜日に保育を利用する者が土曜日保育を利用している場合を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第2項の表の改正規定(四街道小やまこどもルームの項を加える部分に限る。)

令和7年3月1日

(2) 第2条第2項の表の改正規定(四和小つばさこどもルームの項を加える部分に限る。)

規則で定める日